

遊学館カフェレストラン事業者公募要領

◇ 参加申込書の受付期間

令和元年7月25日（木） 9時から

令和元年8月 8日（木） 17時まで

◇ 企画提案書の受付期間

令和元年7月25日（木） 9時から

令和元年8月27日（火） 17時まで

◇ 審査会（プレゼンテーション）の開催

令和元年8月28日（水）から

令和元年8月30日（金）までのいずれかの日に開催

（予定）

◇ 結果通知

令和元年9月上旬

目 次

1	目的	1
2	応募に関する事項	1
	(1) 応募資格	
	(2) 失格事項	
3	提出書類及び提出方法等	2
	(1) 提出書類及び提出部数	
	(2) 受付期間	
	(3) 提出先	
	(4) 提出方法	
	(5) その他	
4	企画提案作成等に係る質問・問合せ	3
5	審査方法及び評価基準等	4
	(1) 審査方法	
	(2) 評価基準等	
	(3) 選定の方法	
	(4) 提案者が1者のみ又ははない場合の取扱	
	(5) 審査結果の通知	
	(6) その他	
6	公募スケジュール	6
7	出店の方法	7
	(1) 出店場所	
	(2) 出店期間	
	(3) 出店準備期間	
	(4) 行政財産使用許可	
	(5) 使用料	
	(6) その他	
8	参考データ	9
9	その他	10
10	担当部局	10

遊学館カフェレストラン事業者公募要領

1 目的

遊学館1階に設置するカフェレストランにおいて、良質な食事及びサービス等を提供できる事業者を募集する。

事業者を選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募できる事業者は、以下の項目のすべての要件を満たす法人または個人とする。

- ① 山形県内に主たる事業所を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ③ 山形県税（県税に付帯する税外収入を含む）及び消費税を滞納していないこと。
なお、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、当該税の滞納がないものと見做す。
- ④ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- ⑤ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく営業許可を受けて、1年以上引き続き業として飲食店営業を行っていること。
- ⑥ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑦ 過去3年間、食品衛生法に係る行政処分を受けていないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第255号）の規定に基づき、更生及び再生手続きをしていないこと。
- ⑨ 宗教活動や政治活動を目的とする者でないこと。
- ⑩ 山形県暴力団排除条例（平成23年3月22日山形県条例第26条）の規定により、次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは行政財産使用許可申請を行う事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損

- 害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等している者
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- へ 個人である場合は、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

（2）失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど、企画提案書が公募要領等で示した要件に適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき

3 提出書類及び提出方法等

本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記の書類を提出すること。

（1）提出書類及び提出部数

- ① **遊学館カフェレストラン事業者公募参加申込書（様式第1号）：1部**

《添付書類》

- ・ **事業者概要書（様式第2号）：1部**
- ・ **登記事項証明書（法人のみ）：1部（コピー可）**
法務局発行のもので発行後3か月以内のもの。
- ・ **身分証明書（個人のみ）：1部（コピー可）**
市町村発行のもので発行後3か月以内のもの。
- ・ **登記されていないことの証明書（個人のみ）：1部（コピー可）**
各地方方法務局（山形県内では山形地方方法務局戸籍課）発行のもので発行後3か月以内のもの。
- ・ **財務諸表：1部（コピー可）**
法人：申請時に最も近い時期に行った決算の損益計算書と貸借対照表（1年分）。
個人：申請時に最も近い時期に行った決算の損益計算書と貸借対照表（1年分）。
又はこれに準じる書類（所得税の確定申告書や所得税青色申告決算書の写し等）。
- ・ **山形県税の納税証明書「県税の滞納がない証明書」：1部（コピー可）**
山形県の各総合支庁税務担当課発行のもので発行後3か月以内のもの。
納付すべき税額がない場合も必須。
- ・ **個人県民税の納税証明書「個人住民税の滞納がない証明書」：1部（コピー可）**
各市町村税務担当課発行のもので発行後3か月以内のもの。
納付すべき税額がない場合も必須。
- ・ **消費税の滞納がないことを証する書類：1部（コピー可）**

本店所在地を管轄する税務署発行のもので発行後3か月以内のもの。

納付すべき税額がない場合も必須。

・山形県内に主たる事業所を有していることを証する書類：1部（コピー可）

② 遊学館カフェレストラン事業者公募企画提案書（様式第3号）：1部

《添付書類》

・企画提案書（様式1）：10部（カラー）

別紙「企画提案書作成上の留意点」を参照の上作成すること。

（2）受付期間

① 参加申込書

令和元年7月25日（木）～令和元年8月8日（木）

② 企画提案書

令和元年7月25日（木）～令和元年8月27日（火）

（3）提出先

「10 担当部局」へ提出すること。

（4）提出方法

持参又は郵送による。

・郵送する場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、受付期間最終日の午後5時まで提出先に必着とする。

・持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時までに提出先に持参すること。

（5）その他

① 提案は、1事業者につき1提案とする。

② 企画提案書の再提出は、受付期間内に限り行うことができる。なお、提案書の部分的な差し替えは認めない。

4 企画提案作成等に係る質問・問合せ

（1）企画提案に関する一切の質問等は、別紙「遊学館カフェレストラン事業者公募質問書（様式第4号）」により行うものとする。

（2）質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「遊学館カフェレストラン事業者公募に関する質問」として、「10 担当部局」あてに送付すること。

なお、口頭及び電話での質問は受け付けないものとする。

（3）質問書の受付期間

令和元年8月19日（月）午後5時までとする。

（4）質問書への回答

質問書への回答は、その都度、参加申込書提出者全てに電子メールにより行う。

ただし、提案者の提案内容に密接に関わると推測される場合は、当該質問者に対してのみ回答する。

5 審査方法及び評価基準等

(1) 審査方法

審査は、山形県教育庁が設置する「遊学館カフェレストラン事業者選定審査会」(以下「審査会」という。)において、企画提案書を審査する。その際、提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。プレゼンテーションの詳細については、令和元年8月9日頃、参加申込書提出者に連絡する。

(2) 評価基準等

審査項目		審査の視点	配点
Ⅰ 安定した経営の確保	1 経営実績・ 取組み意欲	①遊学館カフェレストランを運営する能力を有しているか。	5
		②遊学館カフェレストランへの長期にわたる出店の継続意欲はあるか。	5
	2 営業方針	①どのような方針で営業していくか。	5
		②店舗の名称、営業日及び営業時間の設定は妥当か。	5
	3 運営体制	①職員体制は適切か。	10
		②迅速にサービスを提供できる工夫や混雑時の対策はあるか。	
		③不測の事態(災害や事故など緊急時等)への対応は適切か。	
	4 財務状況・ その他	①現在の経営状況はどうか。	5
②遊学館カフェレストランの収支の見通しはどうか。			
③厨房機器の保守管理は適切か。			
Ⅱ 安全で良質なサービスの提供	1 適正なサービスの提供	①ランチメニュー及び価格は妥当か。	15
		②カフェメニュー及び価格は妥当か。	
		③テイクアウトドリンクメニュー及び価格は妥当か。	
		④テイクアウト容器は、すぐこぼれない形状か。	
		⑤遊学館内研修室等へのケータリングサービスなど、上記①～③以外のサービスを提供する意欲はあるか。	
		⑥価格面、内容面でのセールスポイントはあるか。	
	2 県産食材の積極的な使用	①県産食材を積極的に使用する姿勢はあるか。	10
		②県産食材使用のPR方法。	
	3 食の安全・衛生管理	①厨房の清掃、消毒、ゴミ処理等の内容及び実施方法、実施頻度は適正か。	5
		②飲食スペースの環境整備に協力する姿勢はあるか。	
4 利用者サービスの向上	①店舗やメニューのPR方法。	15	
	②図書館に併設されるカフェという特徴を活かしたサービスの提案はあるか。		
	③遊学館入居施設と連携し、生涯学習の振興や社会教育の推進、読育の普及につながる提案はあるか。		
	④利用者からのクレーム・要望等の把握方法及び対応方法はどう考えているか。		
	⑤サービス向上に向けた独自提案はあるか。		
合 計			100

(3) 選定の方法

上記評価基準に照らして採点し、審査員の各評価点の合算が最高点の者（以下「最優秀提案者」という。）と、次点の者（以下「次点者」という。）を選定する。最高点の者又は次点者が複数者いる場合は、審査員の合議により決する。

審査員の各評価点の合算が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

(4) 提案者が1者のみ又ははない場合の取扱

提案者が1者のみの場合でも審査員の評価結果により、提案の内容について十分に良質な食事及びサービス等を提供できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

参加申込書の提出がない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、出店内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、9月上旬を目処に応募者全員に書面で通知する。

(6) その他

- ① 最優秀提案者から行政財産の使用申請がない場合、あるいは最優秀提案者の提出した書類に虚偽のあることが後日判明した場合は、最優秀提案者と手続きを行わず、次点者と手続きを行うことがある。
- ② 行政財産の使用手続き後、出店予定事業者を山形県教育庁文化財・生涯学習課のホームページで公表する。

6 公募スケジュール

	《 山形県 》	《 提案者 》
《 令和元年 》 7 / 25 (木)	企画提案公募開始 県HP掲載 (公募要領、仕様書、様式) 書類の受付開始 (参加申込書、企画提案書、質問書)	参加申込書の作成・提出 企画提案書の作成・提出 質問書の作成・提出 (質問事項がある場合)
8 / 8 (木) 17時	参加申込書提出期限	審査会の案内受領 (8/9頃)
8 / 19 (月) 17時	質問書提出期限	
8 / 27 (火) 17時	企画提案書提出期限	
8 / 28 (水) ～ 8 / 30 (金) ※いずれかの日を予定	審査会 (プレゼンテーション)	審査会の参加 (プレゼンテーション)
9月上旬	出店予定事業者決定	審査結果通知書の受領
9月上旬	出店調整	出店調整
10月中旬	行政財産使用許可 申請受付	行政財産使用許可申請書の 作成・提出
10月中旬から	出店準備	出店準備
《 令和2年 》 2月上旬(予定)	開店	開店

7 出店の方法

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項及び山形県公有財産規則（昭和 49 年山形県規則第 25 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき、行政財産使用許可申請を行い、使用許可を受け出店することとする。

（1）出店場所

- ① 名 称 遊学館
 - ② 所在地 山形市緑町一丁目 2 番 36 号
 - ③ 築年月 平成 2 年 2 月
 - ④ 出店場所 遊学館 1 階
 - ⑤ 占有面積 イ 厨房 30.11 m²
ロ パントリー 7.81 m²
 - ⑥ 飲食スペース 98.34 m²（約 50 席）
- ※ 工事により、建築面積の増減の可能性あり。

（2）出店期間

県立図書館リニューアルオープンの日（令和 2 年 2 月上旬予定）から令和 3 年 3 月 31 日まで

ただし、今回の公募により選定された出店予定事業者が令和 3 年度以降の行政財産使用許可申請を行い、許可の要件を満たしている場合は、令和 4 年 3 月 31 日まで使用許可期間を更新することができる。

県立図書館リニューアルオープンの日が決定したら、山形県教育庁文化財・生涯学習課のホームページ等で公表する。

（3）出店準備期間

遊学館内での出店準備期間は、令和元年 10 月中旬から令和 2 年 1 月末まで

ただし、「平成 30 年度山形県立図書館等施設改修工事」の進捗状況により、出店準備開始日が遅れる場合がある。

（4）行政財産使用許可

- ① 出店にあたっては、年度毎に出店場所に係る行政財産使用許可申請を行い、行政財産使用許可を受けることとする。
- ② 初年度の使用許可申請は、県が現在発注している「平成 30 年度山形県立図書館等施設改修工事（工期：令和元年 9 月 27 日まで）」が完了して、県が物件の引き渡しを受けた後速やかに、また使用許可の更新を受けようとするときは使用を許可された期間の満了の 1 ヶ月前までに、書面により県に申請することとする。

（5）使用料

行政財産使用許可を受けた際は、議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和 39 年山形県条例第 6 号）第 10 条の規定に基づく土地・建物使用料及び建物使用料に係る光熱水費、保険料その他諸経費を県に支払うこととする。

- ① 土地・建物使用料
 - ・使用料の額は、「議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例」に基づき算出する。

- ・使用料は50%減額する。行政財産使用許可申請時に行政財産使用料減額申請書を県に提出することとする。
 - ・土地建物使用料は、原則として前納となっており、県の発する納入通知書により指定期日までに納入することとする。ただし、後納又は分割を希望する場合は、行政財産使用許可申請時に行政財産使用料後納（分割）申請書を県に提出し、県がやむを得ないと認めたときは、使用料を後納又は分割して納入することができるものとする。
- ② 建物使用料に係る光熱水費、保険料その他諸経費
- ・建物使用料に係る光熱水費、保険料その他諸経費の額は、光熱水費算定基準に基づき、実費相当額を算出する。
 - ・建物使用料に係る保険料は、県の発する納入通知書により土地建物使用料と同時に納入することとする。
 - ・建物使用料に係る光熱水費及びその他諸経費（保険料を除く）は、毎月、県の発する納入通知書により指定期日までに納入することとする。
- ③ 共通事項
- ・県は経済情勢の変動、県有財産関係法令の改廃その他の事情の変更により、特に必要があると認める場合には、使用料等を改定することがある。この場合において、出店事業者は改定された使用料を支払うこととする。
 - ・納入すべき使用料等に滞納がある場合は、行政財産使用期間中であっても許可を取消し、又は継続しない場合がある。
 - ・使用料については、下表のとおり。

使用料	土地・建物使用料	令和3年3月31日までの約1年2か月分の額 約274千円（使用料50%減額後の額）
	保険料	令和3年3月31日までの約1年2か月分の額 約300円
	電気料	計量器（子メーター）による使用実績から算定した 実費相当額を負担
	水道料 （下水道料を含む）	計量器（子メーター）による使用実績から算定した 実費相当額を負担
	ガス料	計量器（メーター）による使用実績から算定した 実費相当額を負担
	冷暖房料	計量器（子メーター）による使用実績から算定した 実費相当額を負担
	清掃料等	エレベーター保守点検、電気設備定期点検、空調設備保守点検等に係る費用を、使用許可面積に応じて負担 （清掃は出店事業者自ら行うこととするので徴収しない。）

	<p>《参考》</p> <p>令和元年6月分の月額は、約4千円</p> <p>※今後、増設した空調設備等に係る保守点検料の増額変更契約を行う予定であり、清掃料等の負担額が増額になる可能性がある。</p> <p>※保守点検等は、毎年あるいは複数年で契約を行っており、契約の都度負担額の変更がある。</p>
--	---

※留意事項

- ・金額は、消費税及び地方消費税相当額込みの額。
- ・県が現在発注している「平成30年度山形県立図書館等施設改修工事（工期：令和元年9月27日まで）」完了後、建築面積の増減により、土地建物使用料の額が増減する可能性がある。
- ・令和3年度以降の各年度の土地建物使用料算定額は、それぞれその前年度末に決定する予定。
 なお、土地建物使用料は、遊学館の土地の時価、複製価格及び耐用年数等を基に使用許可の対象面積分を積算するため、土地価格の上昇等により令和3年度以降上昇する可能性がある。
- ・カフェレストランの運営に伴い生じた廃棄物等の廃棄については、出店事業者が自ら廃棄することとするため、廃棄に係る経費は徴収しない。
 遊学館のゴミ処理契約業者に処理を依頼することは可能。この場合、別途契約し、処理業者から直接請求書が送付されることとなる。
- ・外線電話は別途引込工事が必要。引込工事及び電話機の設置は、出店事業者の負担で行うこととする。

(6) その他

- ① 企画提案書の内容により、行政財産の使用手続きを行うこととする。
- ② 開店後に価格を変更する場合は、協議事項とする。

8 参考データ

【遊学館来館者数】

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	開館日数 (日)	来館者数 (人)	開館日数 (日)	来館者数 (人)	開館日数 (日)	来館者数 (人)
生涯学習センター	297	42,333	297	45,724	297	43,351
男女共同参画センター	297	8,295	297	8,443	297	8,046
県立図書館	286	200,407	283	202,743	295	198,212
計		251,035		256,910		249,609

【生涯学習センターの来館者数のうち、

昼食又は夕食時間帯を挟む貸館件数及び貸館に係る来館者数】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
昼食時間帯を挟む貸館 (貸館区分 A + B、D)	貸館件数(件)	342	548	538
	来館者数(人)	15,348	26,615	23,806

※ 会場準備のため食事時間帯を挟んで借りている場合も含む。

※ 貸館時間区分

- ・ 9:00～12:30 (A)
- ・ 13:00～17:00 (B)
- ・ 17:30～21:00 (C)
- ・ 9:00～21:00 (D)

9 その他

- (1) 参加申込書及び企画提案書等の作成及び提出に要する経費、並びに審査会（プレゼンテーション）の出席に係る経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。また、審査に必要な範囲で企画提案書を複写する場合がある。
- (3) 提出期限後における企画提案書の再提出、差替えは一切認めない。
- (4) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「10 担当部局」に提出すること。
- (5) 遊学館カフェレストランの出店について、工事の進捗状況または県の都合により内容を変更又は中止する場合がある。
- (6) 著しく社会的信用を損なう行為等により、最優秀提案者が出店事業者として業務を行うことについてふさわしくないと認めた場合は、最優秀提案者と手続きを行わず、次点者と手続きを行うことがある。

10 担当部局

山形県教育庁文化財・生涯学習課 図書館活性化担当

住 所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（県庁13階）

電 話：023-630-3126

メール：ホームページ下部「この記事に対するお問い合わせ」の「E-mail：お問い合わせはこちら」から送付